

生駒市の空き家流通促進に関する連携協定書

生駒市、特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、奈良県建築協同組合、一般社団法人奈良県建築士会、奈良県司法書士会、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、奈良県土地家屋調査士会及び株式会社南都銀行は、生駒市内に所在する空き家等の市場への流通促進に係る施策を進めるため、互いに情報を共有し、連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、それぞれが持つ専門的な知識や資格、技能、ネットワークを活かし、生駒市内に所在する空き家等の市場への流通促進を図り、空き家等の利活用を推進するための体制構築を目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう（現に空き家であって、その空き家を除却し、更地となった土地の活用を含む。）。

(2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(空き家流通促進プラットフォーム及び空き家流通促進検討会議)

第3条 生駒市を除く8者は、それぞれが持つ専門分野を活かして生駒市内の空き家等の流通促進を図るため、いこま空き家流通促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を構成し、このうち、特に必要と認められる団体は、プラットフォームにおける空き家等の流通方針の検討等を行うため、空き家流通促進検討会議（以下「流通促進会議」という。）を構成する。なお、プラットフォーム及び流通促進会議の運営方法については、別途定めるものとする。

(生駒市の役割)

第4条 生駒市は、市が保有する空き家情報のうち、所有者等の同意を得

た情報をプラットフォームに提供するとともに、プラットフォームの運営を支援する。

(施策の実施にあたっての姿勢)

第5条 生駒市内に所在する空き家等の市場への流通促進に関する施策の実施にあたっては、それぞれが自らの専門性を発揮しつつ、所有者等の利益を保護するとともに、施策を通じて地域に貢献するよう努めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに9者いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(その他)

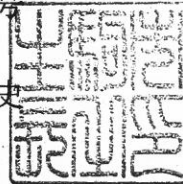
第7条 本協定に記載の目的を達成するために必要な事項を定めるため、生駒市と8者それぞれの間において別途協定を締結するとともに、この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、9者が協議を行い、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書9通を作成し、9者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月28日

生駒市東新町8番38号

生駒市長 小紫 雅史



橿原市小房町9番32号

特定非営利活動法人空き家

代表理事 有江 正太



奈良市杉ヶ町32番2号

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅原 寛



橿原市小綱町9番8号

奈良県建築協同組

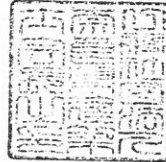
代表理事 中



奈良市大宮町2丁目5番7号

一般社団法人奈良県建築士会

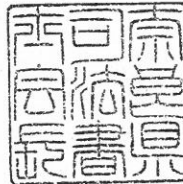
会長 米村 博昭



奈良市西木辻町320番地の5

奈良県司法書士会

会長 梅本 司



奈良市大安寺6丁目20番3号

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉村 岩



奈良市東紀寺町2丁目7番2号

奈良県土地家屋調査士会

会長 貫渡 利



奈良市橋本町16番地

株式会社南都銀行

代表取締役 橋本 隆史

